

政令第 号

小規模企業共済法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第九条の三第五項及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第二百四十七号）第十五条第二項第九号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

（小規模企業共済法施行令の一部改正）

第一条 小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「千分の二十六・三」を「千分の十七・五」に改め、同条第二号中「千分の十八」を「千分の十二」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を第二十三条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第十八条第一項第二号中「第十一条第三項第一号」を「第十二条第三項第一号」に改め、同条を第十九

条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第二項第三号中「第十一条第三項第一号」を「第十二条第三項第一号」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第二項中「第十一条第三項第一号」を「第十二条第三項第一号」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第九条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条中「第五条第一項及び第六条」を「第六条第一項及び第七条」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第一項中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中「第八条」を「第九条」に、「通則法第四十四条第一項」を「同項」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（貸付けの対象となる中小企業団体）

第二条 法第十五条第二項第九号ロの政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 企業組合

二 協業組合

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人

附則第二条第二項中「第七条第一項第二号」を「第八条第一項第二号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（共済金に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後的小規模企業共済法施行令第三条第一号の規定は、小規模企業共済法第九条の三第一項の規定によりこの政令の施行の日以後に共済契約者が行う請求により支給する共済金については適用し、同日前に行つた当該請求により支給する共済金については、なお従前の例による。

理 由

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、小規模企業共済制度に基づく分割支給率及び資金の貸付けの対象となる中小企業団体を定める必要があるからである。